

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(099)226)3621 FAX(099)226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年（平成28年） June 6月号

平成28年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について



霧島神宮御田植祭（霧島市）【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成28年度全国安全週間実施要綱及び説明会日程について	2～3
平成28年度全国安全週間説明会のご案内	4
平成27年に実施した臨検監督の実施結果について	5
梅雨期の労働災害防止対策について	6
熱中症を防ごう！	6
災害に学ぶ ～安全衛生教育について～	7
新規学卒者の職業紹介状況について	8
平成28年 業種別死傷災害発生状況（4月末速報値）	8
育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました！	9

プラチナくるみん認定 鹿児島初!! 認定企業紹介	9
平成27年 業種別死傷災害発生状況（確定版）	9
「働き方改革」に向けた取組について	10
職場意識改善助成金制度について	10～11
平成28年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内	12
講師研修会及び連絡会議を開催しました	13
賃金に関する各種調査の協力について	13
平成28年度鹿児島地区出張特別試験のご案内	
～労働安全衛生法に基づく免許試験～	14
出張講習開催のお知らせ	15
平成28年7月の講習開催のご案内	16

さくらじま

大正9年に当時の「生活改善同盟」による日常生活を合理的にしようとの提唱を受けて、6月10日を

「時の記念日」にすることとされました。

天智天皇が水時計を設置し日本初の時計が鐘を打った日が西暦671年の6月10日であることからこの日にしたそうです。

時の記念日制定以降、この日を中心に時間を尊重する意識を広める運動がすすめられ、今日我が国では、定刻厳守が国民性といわれるまでになり、鉄道や航空機の定時運行が世界一となりました。

「時間を守る」とのスローガンとともに始まった時の記念日ですが、所期の目的は達成したと言えるのではないかと思います。

ます。これから時の記念日には、時間の大切さを考えるようにしたらいかかと考えます。

限られた時間を最大限有効に使うにはどうしたらいいか。働くことが大事なことは、言うまでもありませんが、働き過ぎればいろいろと支障が出てきます。政府はワーク・ライフ・バランスを推進していますが、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しているなどの理由でワーク・ライフ・バランスが実現できていない人も多く認められます。働きすぎではないか、働かせすぎではないか、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和を図りより質の高い生活を送るためにどうしたらいいか、そんなことを時の記念日を機に、職場の人や家族とともに考えるべきではないかと考えています。

平成28年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎える。この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回った。これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果である。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とはいえない。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成28年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険
みんなで見つける 安全管理

2 期 間

平成28年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成28年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者 各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、

職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (イ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (ウ) 年間を通じた安全衛生計画の策定及び安全衛生規程の整備
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
 - オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
 - ② 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - オ 健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施
 - ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の徹底

- エ 熱中症予防対策
- (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な暑熱への順化期間（暑熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施
- オ 腰痛予防対策
- (ア) 腰部への負担の少ない作業方法の選択及び見直し、介助法の普及
- (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育（介護作業等の雇入れ時教育を含む）の実施、腰痛予防体操の励行
- ③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- (イ) 請負企業の労働者、派遣労働者、外国人労働者等に配慮した安全衛生管理、派遣元・派遣先における安全衛生教育の実施及び責任者間の連絡調整の徹底
- (ウ) 未熟練労働者の経験不足を補完するため、災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化
- (エ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化施設対策を含む安全管理に係る自主点検の実施及びその結果を踏まえた対策の実施
- (オ) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工業者との連携等の実施
- イ 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的事項
- a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- b 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- c 足場に係る改正労働安全衛生規則等を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底や手すり先行工法等の「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- d クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- e 事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮
- (イ) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 幅輦工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- c 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- d 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用
- (ウ) 平成28年熊本地震に伴う復旧工事の労働災害防止対策
- a 余震の発生や降雨による二次災害のおそれにも留意の上、土砂崩壊災害防止対策、土石流災害防

- 止対策、墜落・転落災害防止対策等の徹底
- b 労働者に対する熱順化の状況確認、水分・塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定等の熱中症予防対策の徹底
- ウ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- (イ) 荷主等との合同による荷役作業場所、荷役作業方法の安全点検及び改善の実施
- (ウ) 適正な労働時間管理、走行管理等の交通労働災害防止対策の実施
- エ 小売店、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 安全衛生教育の実施、内容の充実、安全意識の啓発
- (イ) 安全パトロール、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット等の安全活動の活性化、職場環境や作業方法の改善の実施
- (ウ) 安全推進者の配置促進、安全管理体制の整備
- オ 林業の労働災害防止対策
- (ア) 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- (イ) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の徹底
- (ウ) 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

平成28年度 全国安全週間説明会日程表

	日	時	業種	主催者	会 場
鹿児島管内	6月7日	火13時30分～	一般	基準協会	枕崎市市民会館
	6月8日	水10時～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月8日	水13時30分～	一般	基準協会	南さつま市民会館
	6月9日	木10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月9日	木13時30分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月13日	月10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月14日	火13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月15日	水13時30分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月16日	木13時30分～	一般	基準協会	シーサイドガーデンさのさ
	6月17日	金10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月17日	金13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月20日	月13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月22日	水13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月23日	木10時～	一般	基準協会	種子島建設会館
川内署管内	6月27日	月13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月28日	火10時～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
	6月13日	月10時～	建設	建災防	川内建設会館
	6月13日	月13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月14日	火13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月16日	木10時～	建設	建災防	出水建設会館
	6月16日	木13時30分～	一般	基準協会	出水市音楽ホール
	6月21日	火10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
	6月8日	水13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月15日	水13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県交通安全協会志布志地区協会
鹿屋署管内	6月17日	金13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月20日	月13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月22日	水14時～	全業種	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月8日	水10時～	建設	建災防	大口建設会館
加治木署管内	6月8日	水14時～	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月10日	金10時～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月10日	金14時～	一般	基準協会	加音ホール
	6月15日	水10時～	建設	建災防	栗野建設会館
	6月3日	金13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
名瀬署管内	6月8日	水14時～	全業種	基準協会 建災防	喜界町中央公民館
	6月10日	金13時30分～	全業種	基準協会 建災防	瀬戸内建設会館
	6月14日	火13時30分～	全業種	基準協会 建災防	徳之島建設会館
	6月20日	月15時30分～	全業種	基準協会 建災防	与論町中央公民館
	6月21日	火15時30分～	全業種	基準協会 建災防	和泊町中央公民館
	6月28日	火10時～	建設以外	基準協会	奄美振興会館（奄美文化センター）

平成28年度全国安全週間説明会のご案内（お知らせ）

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成28年7月1日から7月7日までの間、全国安全週間が始まります。

当協会では、全国安全週間の実効を上げるため準備期間中に各地（日程表参照）で説明会を開催することとしています。

是非、参加下さいますようご案内致します。また、併せて周知用の用品（ポスター等）の販売も行います。

説明会・用品等の問合せ先

最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7429
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-25-1377
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険
みんなで見つける 安全管理

第89回 **全国安全週間** 本週間 2016/7/1~7 準備期間 2016/6/1~30

中央労働災害防止協会では全国安全週間に向け、安全衛生教育用の図書・テキスト、啓発用のポスター、のぼり・小冊子などを各都府県に配布しました。ぜひ、ご利用いただきたくご案内申し上げます。5/9より販売開始

主催：厚生労働省 中央労働災害防止協会

NEW! 全国安全週間 スローガンA・天空の道 申込No.136 237円 82円

NEW! 全国安全週間 スローガンB・イルカとカメ 申込No.139 237円 82円

NEW! 全国安全週間 準備期間 申込No.140 237円 82円

NEW! 全国安全週間 スローガン小・ココ 申込No.142 237円 82円

NEW! 安全の指標 平成28年度 申込No.144 210円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.181 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.182 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.183 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.184 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.185 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.186 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.187 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.188 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.189 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.190 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.191 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.192 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.193 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.194 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.195 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.196 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.197 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.198 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.199 2,052円

安全週間のぼり（耐水用紙） 申込No.200 2,052円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.174 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.175 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.176 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.177 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.178 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.179 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.180 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.181 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.182 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.183 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.184 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.185 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.186 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.187 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.188 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.189 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.190 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.191 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.192 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.193 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.194 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.195 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.196 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.197 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.198 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.199 2,376円 237円 82円

第89回 安全週間 スローガンのぼり 申込No.200 2,376円 237円 82円

このたびの熊本地震により被害を受けられた皆さまに謹んで
お見舞いを申し上げます。
一日でも早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

会長 諏訪 健策
役職員一同

平成27年に実施した臨検監督の実施結果について (約68%の事業場で労働基準関係法令違反)

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成27年に管下5労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）において実施した臨検監督の実施結果を取りまとめました。その概要は、以下のとおりです。

1 臨検監督の実施件数及び違反率

- (1) 全体の状況
- ア 実施件数 1,591件
- イ 違反率 68.1%（何らかの労働基準関係法令違反が認められたもの）
- (2) 業種別の件数と違反率
- ア 業種別の臨検監督件数では、建設業が604件と最も多く、次いで製造業340件、商業228件、保健衛生業117件、接客娯楽業61件の順になっています。
- イ 業種別の違反率では、保健衛生業87.2%、教育研究業84.2%、運輸交通業81.0%、接客娯楽業80.3%、畜産・水産業76.2%の順になっています。

働条件の明示」に関するもの172件（10.8%）となっています。

労働安全衛生法関係では、「安全基準」に関するもの350件（22.0%）、次いで「健康診断」に関するもの140件（8.8%）、「定期自主検査」に関するもの119件（7.5%）となっています。

3 今後方針

臨検監督は、労働者の法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図る上で、中核をなす業務であり、鹿児島労働局及び管下労働基準監督署においては、今後とも管内状況や各種情報から労働条件や安全衛生管理について問題があると認められる事業場に対し積極的な臨検監督を実施していきます。

4 その他の参考事項

臨検監督とは、労働基準関係法令の遵守を目的に、労働基準監督官が実施する事業場に対する立ち入り検査のことです。臨検監督の結果、法違反が認められる場合には、その是正を勧告します。また、是正に応じない悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処していくことにしています。

2 臨検監督における主要な法違反の状況

労働基準法関係では、「労働時間」に関するものが368件（23.1%）と最も多く、次いで時間外労働等に対する「割増賃金」に関するもの237件（14.9%）、「労

平成27年監督実施状況及び設置状況

鹿児島労働局

業種	臨検監督実施件数	違反事業場数	違反率（％）	違反状況（労働基準法）							最賃法		違反状況（労働安全衛生法）											
				15条	32、34 35、40条	37条	89条	107条	108条	4条 または 23、24条	4条	10、11 12、15 17、18 19条	14条	20・ 25条	20・ 25条	30・ 31条	45条	59・ 60条	61条	65条	66条			
				労働条件 の明示	関係 労働時間	割増賃金	就業規則	労働者 名簿	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全管理 衛生体制	主任者	作業 者	安全基準	衛生基準	事業者等 特定元方	自主検査 定期	安全衛生 教育	就業制限	測定	作業環境	健康診断	
1 製造業	340	238	70.0%	32	93	41	31	1	26	12	15	40	31	92	35	0	64	15	6	21	33			
2 鉱業	2	1	50.0%	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0			
3 建設業	604	368	60.9%	6	12	7	2	3	10	7	0	1	29	209	13	77	26	4	11	0	3			
4 運輸交通業	58	47	81.0%	9	38	14	10	0	8	4	2	5	1	5	1	0	2	0	3	0	6			
5 貨物取扱業	14	10	71.4%	0	5	1	2	0	1	4	0	5	1	2	0	0	2	0	0	0	4			
1号～5号 中計	1,018	664	65.2%	48	149	64	45	4	45	27	17	52	62	309	50	77	95	19	20	21	46			
6 農林業	37	19	51.4%	7	0	0	2	4	3	3	1	0	0	12	0	0	7	2	2	0	2			
7 畜産・水産業	21	16	76.2%	3	0	0	3	0	0	2	0	0	1	9	1	0	6	4	1	1	1			
8 商業	228	156	68.4%	57	88	78	27	4	37	16	3	18	7	9	8	0	10	2	1	7	46			
9 金融広告業	10	5	50.0%	1	2	3	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
10 映画・演劇業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11 通信業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12 教育研究業	19	16	84.2%	6	10	8	5	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4			
13 保健衛生業	117	102	87.2%	20	38	42	29	2	12	19	8	14	0	1	1	0	0	0	0	0	22			
14 接客娯楽業	61	49	80.3%	16	41	19	7	4	11	3	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0	12			
15 清掃・と畜業	23	16	69.6%	4	11	2	3	0	4	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1			
16 官公署	2	1	50.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
17 その他の事業	55	39	70.9%	10	29	21	8	1	9	3	1	2	1	2	1	0	1	0	0	2	5			
6号～17号 中計	573	419	73.1%	124	219	173	85	15	85	49	16	36	9	41	11	0	24	8	4	10	94			
合計	1,591	1,083	68.1%	172	368	237	130	19	130	76	33	88	71	350	61	77	119	27	24	31	140			

梅雨期の労働災害防止

鹿児島労働局健康安全課

南部九州の梅雨入りは平年が5月31日だそうです。過去5年間の梅雨入りは5月23日から6月2日にわたっており、また、降水量はおおむね平年より多く、特に昨年は209%だったと言われています。

大雨や洪水などの被害を防ぐために、土砂災害防止の砂防設備やがけ崩れ防止対策、川のはん濫を防ぐ治水工事などの対策が講じられていますが、自然の力が勝れば、災害は発生します。そうであれば、私たちはこの時期、大雨などの防災気象情報などに注意し、災害に対する備えを怠らず、危険を感じたら早めに退避するなどの行動をとることが重要だと言えます。

また、私たちが働く職場や職場へ向かう通勤途中にこれらの災害に巻き込まれることもあります。さらに、危険な災害復旧現場で働くこともあります。

例え、危険な災害復旧のための現場であるとは言え、働く人たちの安全を軽視することはできません。備えあれば憂いなしです。

いかなる場合であっても、まずは「安全第一」を基本に考えていただきたいものです。

鹿児島労働局では、毎年、この時期に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊などによる労働災害防止対策に万全を期すよう、建設業者などの関係者に対し、「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」などの周知とその実施をお願いしています。

気象情報などの早めの把握と把握した気象情報などに基づく避難又は作業中断などの的確な措置を講じてください。

「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」

- 1 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及び亀裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。
なお、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。
- 2 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 3 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 4 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確認した上で作業を行うこと。
- 5 小規模な掘削作業を伴う上下水道等工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に 適切な土止め支保工を設置する『土止め先行工法』を積極的に導入すること。
- 6 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）に定められた措置を講じること。
- 7 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を講ずること。

熱中症を防ごう！

鹿児島労働局健康安全課

地球温暖化が叫ばれて久しくなります。

総務省消防庁の熱中症に関する統計資料をみると、鹿児島県内の昨年の5月1日から9月30日までの救急搬送件数は897名で、そのうち成人が328名と約4割を占めており、これは全国平均より高い数値となっています。

鹿児島県内では、作事中に熱中症となり仕事を4日以上休んだりあるいは亡くなったりした労働者数は、この10年間で70名に上ります。昨年は、1年間では最も多い15名の方が熱中症になり、そのうち1名の方が亡くなっています。

熱中症は、建設工事など直射日光に当たることが多い職場環境は当然ながら、工場や小売店などでも発生しております。これらの発生原因は、「高温環境下」という職場環境を甘く見ていたということになるかと思いますが、それほど高温ではなくても、「多湿な環境」であることで熱中症になり得るということについて、少し無防備であったのではないかと思います。

また、熱中症予防のためには、普通の温度計だけではなく、WBGT値にも気を配っておく必要があります。

もしも、熱中症かなと思われる症状が少しでも出てきたら、早めの休憩や早めの治療など、適切な対応をできるだけ早くとることが求められます。

今年も暑い日が続くことが予想されます。職場の管理者も労働者も熱中症の発生や熱中症の症状をよく理解して、熱中症予防に万全を期して下さい。

なお、熱中症予防の詳細は、厚生労働省のホームページの「職場における労働衛生対策」で紹介しています。

事業者の皆さまへ

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。
屋外だけでなく、室内でも暑いときでも発生し、致死的な場合もあり、場合によっては死亡することもあります。
熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

- ① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？
- ☐ 現場でWBGT値を測定する場合は、照度付のWBGT測定器を使用しましょう。
 - ☐ 環境省熱中症予防情報サイトのWBGT予測値・実測値を利用する場合は、直射日光が当たる場所、風切りがある場所、通風が悪い場所などは、安全側に計算するように配慮しましょう。
 - ☐ WBGT値を（表1・表2）と照合し、または照合おそれがある場合には、熱をなるべく避け、適切な休息・水分補給・塩分補給を確保し、必要に応じて作業の中断や作業場所の変更などを行いましょう。
 - ☐ WBGT値を（表1・表2）と照合し、または照合おそれがある場合は、適切な休息・水分補給・塩分補給を確保し、必要に応じて作業の中断や作業場所の変更などを行いましょう。

- ② 休憩場所は整備していますか？
- ☐ 冷却を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
 - ☐ 水、冷たい飲み物、氷、クーラーなどの冷たい飲み物を常備することにより、熱中症の予防に役立ちます。
 - ☐ 水分・塩分の補給を、定期的、かつ頻りに行うよう、飲料水などを備え付けましょう。
 - ☐ 現場環境などが改善する休憩場所を利用する場合、それを活用する際の労働者に伝達しましょう。また、休憩場所を提供する際でも、休憩場所の利用に当たっての注意事項を労働者に伝達するなど、休憩場所の活用を促しましょう。

- ③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？
- ☐ 労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿な環境での作業時間を段階的に減らしましょう。
 - ☐ 夏休みなど長期の休み明けは、熱に対する慣れが低下している可能性があることにも注意しましょう。

厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

(H28.2)

災害に学ぶ

安全衛生教育について

鹿児島労働局健康安全課

新入社員教育は、会社組織の一員として、職務・業務を遂行する上で、基本的な知識やスキル、責任ある行動習慣を身に付けさせ、会社発展の原動力となる人材を育成することを目的としているため、規模や内容は様々ですが、多くの会社において普及しています。

平成27年の統計によると、県内で発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は1,751人で、そのうち、経験期間が1年未満の被災者数は337件と全体の約2割を占めています。

また、新入社員の被災状況を見ると、作業手順の誤りによる災害など、安全衛生教育を徹底することで防ぐことができた災害が多いようです。

そこで、今回は、新入社員が安全で健康な勤労生活を送れるよう、職場における安全衛生の重要性や快適な職場の形成の方法など、社員として守るべきことを教える安全衛生教育について紹介をします。

安全衛生教育では次の8項目の内容について実施することになります。

① 使用する機械、原材料などの危険性・有害性及びこれらの取扱い方法に関する事

(例)

所有している機械と設置してある場所及び用途を把握して、一覧表を作成して、機械の用途等の説明を行うなど。

(就業制限対象業務の場合は、有資格者が行う作業の説明)

② 安全装置・有害物抑制装置（局所排気装置、除じん装置等）又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事

(例)

安全装置の作動の仕組み及び安全装置を無効にした状態における危険性を模擬物などを使用して確認するなど。

③ 作業手順に関する事

(例)

作業状況の写真を取り入れた作業手順書をもとに実作業を通じて実施するなど。

④ 作業開始時の点検に関する事

(例)

チェックリストをもとに実際に機械を見ながら点検方法を教育するなど。

(点検項目並びに点検時の留意事項・異常の有無・使用の可否・点検者・点検日及び時間等の記載事項のあるチェックリストを使用する)

⑤ その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関する事

(例)

化学物質等安全データシート(MSDS)を使用して疾病への危険性や保護具の正しい使用方法等有害業務への認識を高めるなど。

⑥ 整理・整頓・清潔の保持に関する事

(例)

必要なものと不必要なものとを分別するための方法及び必要なものを使い易い場所に保管するための方法を教育するなど。

⑦ 事故時等における応急措置及び避難に関する事

(例)

人工呼吸などについては専門機関に講師派遣を依頼して体得するまで教育を行う、また、避難場所及び避難経路については、実際に施設内を歩いて確認をするなど。

⑧ その他その業務に関する安全衛生のための必要な事項

(例)

定期・特殊健康診断の実施予定月、就業制限業務に係る資格取得のための今後の予定等について説明を行うなど。

また、これらの8項目にわたる教育を実施するに当たっては、次の事項にも留意してください。

① 講師について

教育を行う講師の資格要件はありませんが、教育を行う者の経験や知識が豊富であることが求められる。

② 教育の実施時間について

原則、所定労働時間内に実施すること。

③ 教育の実施時間数について

それぞれの項目ごとに必要な教育の時間等は法律で定められていないことから、会社もしくは講師の判断となりますが、必要十分な時間を確保すること。

④ 教育結果の記録について

教育を行った結果の記録やその内容、記録の保存年限等は、法律で定められていませんが、紙媒体もしくは電子媒体により、実施年月日、教育を受けた者の氏名、教育の内容等の結果を記録しておくことが望ましいこと。

以上、安全衛生教育について紹介しましたが、新入社員への教育のほか、作業内容を変更した場合においても同様な教育を実施していただくとともに、職場生活全般を通じた各段階における安全衛生教育の充実を日頃から図っていただくようお願いいたします。

最後になりましたが、安全衛生教育の目的は、「実際の職場で災害を起こさせない」ことです。一人一人の安全衛生意識を更に高めるために、経営トップの安全への熱意や決意を安全衛生教育の場において、是非、新入社員に伝えていただければ幸いです。

新規学卒者の職業紹介状況

鹿児島労働局地方訓練受講者支援室

【平成28年3月新規学卒者職業紹介状況】

- 高校生：県内就職希望者の就職内定率は99.0%（前年同月比0.6P増）、県外就職希望者の就職内定率は99.8%（前年同月同水準）、全体で99.4%（前年同月比0.3P増）となりました。県内就職内定者は2,100人で就職者全体の51.9%。
- 大学生：県内就職希望者の就職内定率は94.1%（前年同月比2.5P増）、県外就職希望者の就職内定率は96.4%（前年同月比1.4P増）、全体で95.3%（前年同月比2.0P増）となりました。県内就職内定者は863人で就職者全体の49.8%。
- 景気の緩やかな回復基調が続いている中で、高校生の県内求人数は4,605人と前年同月比で512人（前年同月比12.5%）増加したこともあり、高校生の就職内定率は県内、県外いずれも前年を上回りました。また、大学生の就職内定率についても、県内、県外いずれも前年を上回り、県内就職希望者の就職内定率が3年連続で90%を超えた（90%を3年連続で上回るのは平成以降初めて）ことから、大学生の就職内定状況も高い水準にあります。
- 鹿児島労働局とりまとめの平成28年3月新規学卒者の就職内定状況については、下記の鹿児島労働局HPに掲載しています。

http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou.html

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成28年3月末現在】

県内有効求人倍率 0.93倍（前月比0.01P減）
 全国平均有効求人倍率 1.30倍（前月比0.02P増）

県内正社員有効求人倍率 0.61倍（前年同月比0.10P増）
 全国正社員有効求人倍率 0.83倍（前年同月比0.11P増）

※本県の雇用失業情勢は緩やかな改善傾向にありますが、全国平均の有効求人倍率と比較すると、依然として低く、その格差が広がってきている状況にあります。

また、今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【雇用調整助成金】

景気の変動、産業構造の変化などの経済的理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員を解雇することなく休業等により雇用の維持を図る事業主に対し、支払った休業手当等に助成を行うことで、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

熊本地震の影響等による雇用維持等に関してのご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）までお問い合わせください。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（4月末）

鹿児島労働局

	平成28年		平成27年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	469	5	405	5	64	0
1 製造業	90	1	77	1	13	0
1 食料品製造業	58	1	44		14	1
4 木材・木製品製造業	6		1		5	0
9 窯業土石製品製造業	3		5		-2	0
11～12 金属製品製造業	5		6	1	-1	-1
13～15 機械器具製造業	6		7		-1	0
上記以外の製造業	12		14		-2	0
2 鉱業	1		0		1	0
3 建設業	70	1	72	1	-2	0
1 土木工事業	22		23	1	-1	-1
2 建築工事業	35	1	42		-7	1
3 その他の建設業	13		7		6	0
4 運輸交通業	61		51		10	0
1 鉄道・航空機業	2		1		1	0
2 道路旅客運送業	6		2		4	0
3 道路貨物運送業	53		48		5	0
4 その他の運輸交通業	0		0		0	0
5 貨物取扱業	7		6	1	1	-1
1 陸上貨物取扱業	4		1	1	3	-1
2 港湾運送業	3		5		-2	0
6 農林業	21	2	21	1	0	1
1 農業	5		7		-2	0
2 林業	16	2	14	1	2	1
7 畜産・水産業	26		21	1	5	-1
8 商業	63	1	48		15	1
1 卸売業	7		4		3	0
2 小売業	43	1	36		7	1
3 理美容業	0		0		0	0
4 その他の商業	13		8		5	0
9 金融・広告業	8		2		6	0
11 通信業	1		1		0	0
12 教育・研究業	5		5		0	0
13 保健衛生業	61		43		18	0
1 医療保健業	26		16		10	0
2 社会福祉施設	35		25		10	0
3 その他の保健衛生業	0		2		-2	0
14 接客娯楽業	26		29		-3	0
1 旅館業	6		8		-2	0
2 飲食店	12		12		0	0
3 その他の接客娯楽業	8		9		-1	0
上記以外の事業	29		29		0	0
10 映画・演劇業	0		0		0	0
15 清掃・と畜業	15		19		-4	0
16 官公署	1		0		1	0
17 その他の事業	13		10		3	0
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	57		49	1	8	-1
第三次産業（8～17）	193	1	157		36	1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されました！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

*改正ポイントは、次のとおりです。

今後詳細につきましては、省令指針で定められる予定です。

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

○対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。

○介護休暇の半日単位の取得を可能とする。

○介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。

○所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。

○有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

○子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。

○有期契約労働者の育児休業の取得要件を、

①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、

②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者

とし取得要件を緩和する。

○特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

○妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

4. 施行期日

平成29年1月1日

<問合せ先>鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1（2F）

TEL099-222-8446 FAX099-222-8459

プラチナくるみん認定 鹿児島初!!

（鹿児島労働局雇用環境・均等室）

〈平成28年3月24日認定〉

鹿児島製茶株式会社（鹿児島市）



左から鹿児島労働局 江原局長、
鹿児島製茶 森社長様



プラチナくるみん認定制度は、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、認定を受けられる制度です。

今般、上記のとおり特例認定（通称：プラチナくるみん認定）を行い、平成28年4月13日に認定通知書交付式を行いました。※認定した企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（確定）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1751	17	1729	21	22	-4
1 製造業	321	2	351	4	-30	-2
1 食料品製造業	197	1	224	2	-27	-1
4 木材・木製品製造業	10		20		-10	
9 窯業土石製品製造業	21		14		7	
11～12 金属製品製造業	12	1	20		-8	1
13～15 機械器具製造業	24		24			
上記以外の製造業	57		49	2	8	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	290	5	267	6	23	-1
1 土木工事業	103	3	92	3	11	
2 建築工事業	161	1	153	3	8	-2
3 その他の建設業	26	1	22		4	1
4 運輸交通業	203	2	222	3	-19	-1
1 鉄道・航空機業	8		5		3	
2 道路旅客運送業	17		27	1	-10	-1
3 道路貨物運送業	177	2	190	2	-13	
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	18	1	13	1	5	
1 陸上貨物取扱業	8	1	4		4	1
2 港湾運送業	10		9	1	1	-1
6 農林業	92	3	86	2	6	1
1 農業	42		40	1	2	-1
2 林業	50	3	46	1	4	2
7 畜産・水産業	97	2	85	1	12	1
8 商業	224	1	261	1	-37	
1 卸売業・小売業	28		41		-13	
2 小売業	164	1	194	1	-30	
3 理美容業	4		1		3	
4 その他の商業	28		25		3	
9 金融・広告業	15		12		3	
11 通信業	9		12		-3	
12 教育・研究業	21		13		8	
13 保健衛生業	218		200		18	
1 医療保健業	84		81		3	
2 社会福祉施設	127		111		16	
3 その他の保健衛生業	7		8		-1	
14 接客娯楽業	119		115	3	4	-3
1 旅館業	30		32	1	-2	-1
2 飲食店	56		55	2	1	-2
3 その他の接客娯楽業	33		28		5	
上記以外の事業	121	1	88		33	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	72	1	52		20	1
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	48		35		13	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	185	3	194	2	-9	1
第三次産業（8～17）	727	2	701	4	26	-2

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

事業主の皆様、今こそ「働き方改革」！

鹿児島労働局 働き方改革推進本部

労働者の心身の健康確保や、仕事と生活の調和を図る上でも、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの企業の実情に応じた「働き方改革」に向けた取組が今こそ必要です。

- 【鹿児島県の実情】 ①事業場規模が30人以上の1人平均年間総実労働時間1,825時間（全国平均1,788時間）
 ②完全週休2日制度適用労働者割合37.9%（全国61.1%）←全国平均と相当な開きが・・・
 ③平成24年3月卒業の高卒者の入職3年以内での離職率47.0%（全国平均40.0%）←本県は約2人に1人は3年以内で離職
 ④ハローワーク常求人数に対する充足割合は平成24年度全産業計34.8%→平成27年度29.6%に低下（人手不足が加速）

※働き方改革を進めることで、従業員のモチベーションのアップ、従業員の定着率の上昇、メンタル疾患者の減少、時間外手当の減少等々、労働生産性の向上も期待されます。

.....【働き方改革の各種支援について】.....

★働き方・休み方改善ポータルサイト
見直しや改善に役立つ情報として、WEB上にポータルサイトを開設しています。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

このサイトでは、企業や社員が働き方や休み方を自己診断することで、「見える化」されて、改善のヒントが得られます。

★働き方・休み方改善コンサルタントによる無料相談

労働時間制度や年次有給取得制度等、労働時間等の設定改善に関する相談をお受けいたします。また「職場意識改善助成金」の利用についてもお尋ねください。（相談ダイヤル 099-223-8277）

【事務局】

鹿児島労働局

雇用・環境均等室

（山下町庁舎）

電話 099-223-8239

FAX 099-223-8235

職場意識改善助成金制度について

鹿児島労働局雇用環境・均等室

この助成金は、労働時間設定改善法に基づき、中小企業事業主が、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮、その他労働時間設定改善のため必要な取り組みを実施した場合に支給されるものです。

従来からある職場環境改善コース、所定労働時間短縮コース、テレワークコースの3コースに加え、本年度新しく時間外労働上限設定コースが新設されました。また、職場環境改善コースには、新しく「運送業の自動洗車機などの購入」が例示されましたので、運送業の方も活用しやすくなっています。

なお、この助成金には申請の締切がありますのでご注意ください。

今回当室で処理を行う3つのコースについて、パンフレットをご紹介します。

中小企業事業主の皆様へ

「職場意識改善助成金」のご案内 （職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」※により、**所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進**に取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 年次有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入したい

助成金を活用してワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

業種	A. 資本金または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	200人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～」いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
- 就業規則・労務協定等の作成・変更（計画的付与制度の導入など）
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計（デジタコ）
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の油圧式リフト、運送業の自動洗車機など）（注：成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。）

（※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる

厚生労働省・都道府県労働局

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成29年2月15日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額		
謝金、旅費、増強料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機材装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額		
成果目標の達成状況	a, bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a, bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

利用の流れ

①

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は10月17日（月））

②

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

③

労働局に支給申請（締切は2月末日）

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H28.4)

商業・映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特例措置対象事業場）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主

特例措置対象事業場の範囲

常時10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- ① 商業（物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業）
- ② 映画・演劇業（映画、演劇その他興行の事業、映画の製作の事業を除く。）
- ③ 保健衛生業（病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業）
- ④ 接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業）

中小企業事業主の範囲（AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。）

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
- 就業規則・労使協定の作成・変更（所定労働時間に関する規定の整備など）
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計（デジタコ）
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）

などの
導入・更新

（※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

厚生労働省・都道府県労働局

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成29年2月15日まで）に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（木））

2

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

3

労働局に支給申請（締切は2月末日）

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

(H28.4)

限度基準を超える時間数での36協定を
締結している中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (時間外労働上限設定コース)

「労働時間等の設定の改善」※による時間外労働の上限設定を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入したい

時間外労働の上限設定でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（厚生労働省告示）に規定する限度時間（限度基準※）を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（特別条項）を締結している事業場を有する中小企業事業主。

※月45時間、年360時間等。

- ・それらの事業場において、これまでに特別条項を廃止したことがある場合は除く。
- ・告示に定める適用除外の事業又は業務を行う事業主は除く。

中小企業事業主の範囲（AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。）

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
- 就業規則・労使協定の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計（デジタコ）
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）

などの
導入・更新

（※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

厚生労働省・都道府県労働局

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。

3. 事業実施期間

事業実施期間中（事業実施承認の日から平成29年2月15日まで）に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

利用の流れ

1

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（木））

2

事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施

3

労働局に支給申請（締切は2月末日）

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

(H28.4)

平成28年度 鹿児島労働安全衛生大会のご案内

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

平成28年度鹿児島労働安全衛生大会を下記により開催致します。
今年で薩長同盟から150年にちなみ、「薩長同盟から明治維新へ」と題し、また、本年6月施行の化学物質のリスクアセスメントについて法改正の講演を計画致しました。
安全衛生スタッフ、事業者等の方の参加を是非お待ちしております。

- 日 時 平成28年 7 月 1 日(金) 午後1時～4時20分（開場12:00）
●会 場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール（鹿児島市与次郎2-3-1 電話099-257-8111）

【特別講演第1】

演題：薩長同盟から明治維新へ ～小松帯刀と五代友厚～

講師：原口 泉 氏 志学館大学人間関係学部教授、鹿児島県立図書館長

【特別講演第2】

演題：化学物質のリスクアセスメントについて ～法改正による化学物質の強化～

講師：黒沢 郁夫 氏 黒沢労働安全衛生コンサルタント事務所長

●● 特別講演者紹介 ●●



原口 泉（はらぐち いずみ）氏

東京大学文学部国史学科卒業 東京大学大学院博士課程単位取得
鹿児島大学教授時代には生涯学習教育センター長を兼務
専門は、日本近世・近代史 特に薩摩藩の歴史
数多くの大学で講義・講演、2016年イタリアのローマで講演予定。
現在、志学館大学人間関係学部教授・鹿児島県立図書館長
鹿児島大学名誉教授
NHK大河ドラマ「翔ぶが如く」、「篤姫」、NHK朝の連続小説「あさが来た」
の時代考証や講演等、国際的に活躍されている。
「龍馬を超えた男 小松帯刀（PHP文庫）」ほか著書多数。



黒沢 郁夫（くろさわ いくお）氏

立命館大学理工学部基礎工学科卒業
京セラ㈱鹿児島国分工場勤務を経て、黒沢労働安全衛生コンサルタント事務所を開設。
労働安全衛生コンサルタントとして安全衛生技術指導等を行なっている。
また、鹿児島産業保健総合支援センターの産業保健相談員として作業環境改善・職場快適化対策・局所排気装置設計管理・改善の相談に応じている。そのほか（公社）鹿児島県労働基準協会の労働衛生関係技能講習の講師を務めている。

- 主 唱 厚生労働省 鹿児島労働局
●主 催 （公社）鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
鹿児島県砕石協同組合連合会
（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島支部
●共 催 （独法）労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
（一社）日本ボイラ協会鹿児島支部
鹿児島県T H P推進連絡協議会
●協 賛 （公社）鹿児島県医師会
（公社）日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部
●後 援 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社

年間標語

健康と安全チエツクが 作業の基本
しっかりと守って ゼロ災職場

【問い合わせ先】 鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局
（鹿児島県労働基準協会内 電話099-226-3621）

講師研修会及び連絡会議を 開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会
鹿児島教習所

当協会は、労働安全衛生法に基づく様々な講習を実施しており、年間8千人近くの受講者を輩出しております。

例年、受講者に講習を通して直接指導、講義を行う講師に対し研修会及び連絡会議を開催しておりますが、本年度も講師・職員で計35名参加し、平成28年3月30日に鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）において標記研修会を開催しました。

初めに、当協会吉本専務理事より講師に対し日頃の感謝を述べるとともに、会議等では活発な意見をお願いしたいとの開会の挨拶があり、その後、2つの講演が行われました。

最初の講演は鹿児島労働局労働基準部健康安全課の山崎課長様より「最近の労働安全衛生行政の動向について」と題し、県内の労働災害発生状況や災害事例、新たな特

別教育の紹介、また、業種横断的な重点対策として「STOP！転倒災害プロジェクト」などについて詳しくご講演いただきました。

次に、ヘルスサポートセンター鹿児島産業保健部の上野保健師、奥山保健師より「生涯現役のためのイキイキ教室」と題し、上野保健師説明のもと、ゲストにマスコットキャラクターの「クロ葉さん」を迎え、健康クイズを行ったり、健康維持のためにどのような取り組みを行っているかについて参加者にインタビューを行ったりし、面白く和やかに健康維持のための講演をしていただきました。

講演後、中川教習所長より講師からの意見・要望事項に対する回答などがなされ、研修会は盛会裏に終了しました。

今後も今回の研修会を踏まえ、講習会等の更なる充実を図るとともに、労働災害の防止に寄与し、関係行政機関等との連携を図り事業を進めて参りますので、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。



鹿児島労働局山崎健康安全課長による講演



ヘルスサポートセンター鹿児島
保健師による講演

賃金に関する各種調査に ご協力下さい。

鹿児島労働局 賃金室

鹿児島労働局労働基準部賃金室では、賃金の実態を把握するため、「最低賃金に関する実態調査」と「賃金構造基本統計調査」の2種類の調査を実施します。

対象となる事業所の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

2種類の調査は次のとおりです。

①最低賃金に関する実態調査

「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の2つから構成されており、中央最低賃金審議会及び鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金の改正等の審議に際し、極めて重要な資料となるものです。最低賃金の適正な決定には、県内の賃金の状況を表すデータが不可欠であることは言うまでもありません。

賃金改定状況調査は約300事業所を、最低賃金に関する基礎調査は約1,700事業所を対象に、原則として6月1日現在の状況を、6月中に実施します。

②賃金構造基本統計調査

毎年、全国一斉に行われる調査で、最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されており、その結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の算定等に必須のものとなり、極めて重要な役割を果たしています。

なお、産業の種類、地域、企業規模等の関係から、連続して対象事業所に選定される場合もありますが、趣旨や重要性を御理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

県内の対象は約1,600事業所で、原則とし6月30日現在の状況を、7月中に実施します。

**平成28年度
鹿児島地区出張特別試験のご案内**
～労働安全衛生法に基づく免許試験～
公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター

鹿児島地区出張特別試験が平成28年8月28日（日）に次のとおり実施されます。

1 試験の種類・日時・場所

別表1のとおり

2 受験申請書の受付

別表2のとおり

3 試験手数料及び払込方法

① 学科試験手数料

各免許試験とも 6,800円

学科試験手数料の払込は、所定の用紙を使用し、郵便振替又は銀行振込にしてください。（現金納入はできません。）

4 受験申請書の受付期間（必着）

平成28年7月4日（月）から7月19日（火）まで（土・日を除く）

★実技試験について

(1) クレーン・デリック運転士（クレーン限定）、移動式クレーン運転士免許試験及び揚貨装置運転士は、実技試験を伴いますが、登録教習機関の実技教習修了者は、修了日から1年間実技試験が免除となります。

(2) 学科試験合格者で、九州安全衛生技術センターで実施する実技試験を希望された方は、実技受験票により、実技試験の日時をお知らせします。

(3) 実技試験手数料

11,100円を実技試験当日九州安全衛生技術センター受付に現金で納入してください。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター

（福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL0942-43-3381 <http://www.kyushu.exam.or.jp/>）

(4) 揚貨装置運転士の実技試験は、水島港湾技能教習所（岡山県）で実施いたします。

5 鹿児島国際大学への交通機関

(1) JR

鹿児島中央駅から指宿・枕崎線「喜入、山川または枕崎行き」で坂之上駅下車、乗車時間約25分、徒歩約20分。

(2) 鹿児島交通バス

・「平川動物園行き」又は「指宿・枕崎行き」で、坂之上南停留所下車、徒歩約20分。

・「国際大学・慈眼寺団地行き」で国際大学前停留所下車、徒歩約5分。

注・バスは、道路事情によって、かなりの遅れも見込まれますので、ご注意ください。

特に、「国際大学・慈眼寺団地行き」は、便数が少ないので注意が必要です。

・駐車場はありますが、交通混雑が予想されますので、車で来られる方は、余裕をもってお出かけください。また、必ず正門を上がらず、学生駐車場入口から進入して下さい。

別表1 試験の種類及び
試験の日時・場所

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験日	試験の種類	試験時間	試験場
8月28日(日)	○ 第一種衛生管理者	9:30～12:30	学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学 2号館 所在地：鹿児島市坂之上 8丁目34-1 (試験当日の問合せ先： TEL 090-8689-4071)
	○ 第二種衛生管理者	9:30～12:30	
	潜水士	10:00～15:30	
	★ クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	13:30～16:00	
	★ 移動式クレーン運転士	13:30～16:00	
	★ 揚貨装置運転士	13:30～16:00	
	○ 一級ボイラー技士	10:00～15:30	
	二級ボイラー技士	13:30～16:30	
	ボイラー整備士	13:30～16:00	※試験については、大学に問い合わせをしないで下さい。

- (注) 1. ○印の試験は、受験資格を要するものです。
2. ★印の試験は、実技試験を伴うものです。
3. 大学構内は「歩行喫煙・ボイ捨て厳禁」です。喫煙は所定の場所をお願いします。
4. 試験当日は、大学内の食堂・売店は営業していません。

別表2 受験申請書の受付

試験の種類ごとに次の団体で受付けます

試験の種類	受験申請書提出先
第一種衛生管理者 第二種衛生管理者	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 所在地：鹿児島市新屋敷町16-16 (〒892-8550) 電話：099-226-3621
一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 ボイラー整備士	一般社団法人 日本ボイラ協会鹿児島支部 所在地：鹿児島市山下町9-31 第一ボクエイビル205号 (〒892-0816) 電話：099-223-1544
クレーン・デリック 運転士(クレーン限定) 移動式クレーン運転士	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部 所在地：鹿児島市谷山港2丁目4番15号 (〒891-0131) 電話：099-284-6217 鹿児島県トラック研修センター内
潜水士	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部 所在地：鹿児島市鴨池新町6-10 (〒890-8512) 電話：099-257-9211 鹿児島県建設センター内
揚貨装置運転士	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島支部 所在地：鹿児島市城南町22-1 鹿児島港湾福祉センター (〒892-0835) 電話：099-226-2611



最低賃金、労務管理に関することは

鹿児島県最低賃金総合相談支援センターへご相談下さい。

専門家である社会保険労務士が無料で相談に応じます。

フリーダイヤル：0120-898-930（土・日・祝日等除く9:00～17:00）

電話相談のほか、来所相談（センター以外でも5回程度実施）、専門家派遣も随時実施しています。

まずは、お電話下さい。

（公社）鹿児島県労働基準協会内 鹿児島市新屋敷町16-16

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転技能講習 ※ 鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	【全科目者】 7/19～7/23	6/13～6/15	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者

曽於地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※ 志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL099-472-4877 FAX099-472-4833	6/21～6/23	6/6～6/10	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

徳之島地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※ 大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270	7/26～7/28	6/20～6/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
玉 掛 け 技 能 講 習 ※ 大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270	8/2～8/4	6/27～7/1	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

川内地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習 ※ 川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377	7/11～7/13	6/6～6/10	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

平成28年7月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2
※は学科会場がオロシティーホールとなります。

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 7/4～7/8	6/6～6/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 7/4～7/5		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	7/4～7/6	6/6～6/10	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	7/11～7/12	6/13～6/17	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	7/19～7/21	6/20～6/24	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	石綿作業主任者	7/21～7/22	6/20～6/24	会員 12,716円 一般 13,716円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 7/25～7/29	6/27～7/1	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
		【科目免除者】 7/25～7/26		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	7/27～7/29	6/27～7/1	会員 18,440円 一般 19,440円	
	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上)[実技免除]	7/11～7/16	6/13～6/17	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特別 教 育	研削といしの取替え等 (由研削用)	7/19	6/20～6/24	会員 10,908円 一般 11,988円	
そ の 他	※第一種衛生管理者試験準備講習	7/6～7/8	6/6～6/10	会員 20,520円 一般 23,760円	
	安全衛生推進者	7/14～7/15	6/13～6/17	会員 12,176円 一般 13,176円	
	職長その他現場監督者	7/25～7/26	6/27～7/1	会員 12,744円 一般 15,984円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。